

報 道 資 料

令和 6 年 9 月 2 5 日
総 務 部 法 務 文 書 課
県政情報公開係 石河、金山
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第 2 8 8 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 2 7 1 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和 6 年 9 月 2 5 日
- ◎ 実 施 機 関：奈良県公安委員会
- ◎ 対象行政文書：奈良県公安委員会会議の公開に向けた取り組み状況が分かるもの。
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示決定
 - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判 断 理 由：

行政文書の不存在

審査請求人は、「奈良県公安委員会会議の公開に向けた取り組み状況が分かるもの。」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在である旨主張しているため、以下検討する。

実施機関では、毎週 1 回、公安委員会定例会議（以下「本件会議」という。）を開催し、管内における事件、事故及び災害の発生状況等を踏まえた警察の取組、組織や人事管理の状況等について、警察本部長以下の幹部から説明や報告を受け、委員による方針の決定、各種指示、意見等の伝達、結果の検証等を通じて、奈良県警察を管理していることを説明している。実施機関は、本件会議においては、個人のプライバシーに関する情報や犯罪捜査の状況等が扱われることがあり、その内容を一律に公にすることは適当でなく、傍聴を認めれば、個人情報保護及び公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがあるため、会議の公開・傍聴を認めることは妥当ではなく、また、その必要性を認められないことから、これらに向けた取組は実施していないと主張している。

そうすると、実施機関において、本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明について、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

① 開 示 請 求	平成 2 8 年 1 2 月 1 8 日		
② 決 定	平成 2 9 年 1 月 4 日	付けで不開示決定	
③ 審 査 請 求	平成 2 9 年 2 月 7 日		
④ 諮 問	平成 2 9 年 3 月 2 日		
⑤ 経 過	令和 6 年 1 月 2 6 日	第 2 7 2 回審査会	審議
	令和 6 年 3 月 1 1 日	第 2 7 3 回審査会	審議
	令和 6 年 5 月 1 0 日	第 2 7 4 回審査会	審議
	令和 6 年 6 月 1 4 日	第 2 7 5 回審査会	審議